

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月11日（令和5年（行情）諮問第373号及び同第374号）及び同月18日（令和5年（行情）諮問第403号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第301号，同第302号及び同第312号）

事件名：「通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部」の一部開示決定に関する件

「通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部」の一部開示決定に関する件

「通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる12文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、別表の番号4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年8月29日付け防官文第15286号，平成29年9月1日付け同第13101号及び令和2年8月31日付け同第13850号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，各審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。なお，添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるもので

ある。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

上記（1）のとおり。

(3) 審査請求書3（原処分3について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定

させる必要がある」(20頁)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略))で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略))で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ及びオ 上記(1)エ及びオのとおり。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは、総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の

範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(4) 意見書1（原処分2について）

意見1：No. 29の件名が一部欠落している。

No. 29の件名の一部が欠落していると思われるので、諮問庁に確認を求める次第である。

(5) 意見書2（原処分3について）

ア 意見1：対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開推進室）（原文ママ）は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂くことが必要である。（20頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている【別紙1（略）】。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）【別紙2（略）】でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているため、この点についてやり直すべきである。

イ 意見2：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている【別紙3（略）】。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて

行われるべきである。

ウ 意見3：「履歴情報」とは別紙4（略。以下同じ）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「履歴情報」とは、別紙4で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれないので、改めて確認を求めるものである。

エ 意見4：「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認するべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている【別紙5（略）】。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、別紙の2に掲げる3文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年8月29日付け防官文第15286号、平成29年9月1日付け同第13101号及び令和2年8月31日付け同第13850号により、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年7か月、約5年6か月及び約2年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

(1) 原処分1について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし3のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち運用支援課の連番18の件名は同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のとおり同条3号に該当するため引き続き不開示とする。

(2) 原処分2について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号4及び5のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条3号及び6号に該当する部分を不開示とした。

(3) 原処分3について

原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号6ないし42のとおりであり、本件対象文書3ないし12のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条3号に該当するため不開示としたものである。

なお、本件対象文書の不開示部分については、本件対象文書を含む文書が対象となった平成29年度（行情）答申第200号において、当該部分は、法5条3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるとの情報公開・個人情報保護審査会の判断を得ている。

オ 以上のことから、上記2のとおり不開示とした部分の一部を開示することとするのを除き、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、

原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

ア ないしウ 上記(1)アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(3) 原処分3について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」及び「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 上記(1)ウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分についての開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

キ 上記(2)オのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月11日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第373号及び同第374号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月18日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第403号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同月31日 審議（令和5年（行情）諮問第373号、同第374号及び同第403号）
- ⑥ 同年6月19日 審査請求人から意見書1及び2並びに資料を収受（令和5年（行情）諮問第374号及び同第403号）
- ⑦ 同年8月31日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第373号、同第374号及び同第403号）
- ⑧ 同年9月14日 令和5年（行情）諮問第373号、同第374号及び同第403号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分1において不開示とされた部分のうち、運用支援課の連番18の件名を新たに開示するが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、なお不開示を維持すべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）個人に関する情報

別表の番号30及び33欄に掲げる不開示部分は、原処分で開示されている文書日付等他の情報と照合することにより当該個人を識別し得る情報が記載されているものと認められる。したがって、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はないため、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の態勢、能力等に関する情報

別表の番号1ないし3, 5ないし20, 22ないし24, 26ないし29, 31, 32及び34ないし41欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用及び通信の保全に関する情報が記載されているものと認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該部分を公にすることにより、各時点における自衛隊の運用要領及び通信の保全要領等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 他国に関する情報

別表の番号21, 25及び42欄に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 監察の調査事項の情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、監察の調査事項の情報が記載されているものと認められる。

当該部分を公にしたとしても、事後の監察の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、当該部分は、法5条6号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号, 3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の番号4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の番号4欄に掲げる部分は、同条6号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書

- (1) 通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部
- (2) 通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部
- (3) 通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部 (1～12月)
- (4) 通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部 (1～6月)
- (5) 通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部 (1～12月)
- (6) 通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部 (1～6月)
- (7) 通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部 (1～12月)
- (8) 通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部 (1～6月)
- (9) 通達件名一覧 平成31年 陸上幕僚監部 (1～4月)
- (10) 通達件名一覧 令和元年 陸上幕僚監部 (5～12月)
- (11) 通達件名一覧 令和元年 陸上幕僚監部 (5～6月)
- (12) 通達件名一覧 令和2年 陸上幕僚監部 (1～6月)

2 本件請求文書

- (1) 2016年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。
※電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。
- (2) 2017年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。
- (3) 陸上幕僚長通達の一覧(2016年1月～2020年6月)，及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	運用支援課	連番 1 5, 1 6 及び 1 8 の件名	陸上自衛隊の運用, 通信の保 全に関する情報であり, これ を公にすることにより, 陸上 自衛隊の運用, 通信保全要領 の一端が推察され, 自衛隊の 任務の効果的な遂行に支障を 及ぼし, ひいては国の安全を 害するおそれがあることか ら, 法 5 条 3 号に該当するた め不開示とした。
2		情報課	連番 1 1 の 件名	
3		情報通信・ 研究課	連番 2, 9 ないし 1 3 及び 2 7 の 件名	
4	文書 2	3 ページの件名の一部		監察の調査事項の情報であ り, これを公にすると, 監察 の具体的な調査内容が明らか となり, 事後の監察の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれ があることから, 法 5 条 6 号に 該当するため不開示とした。
5		4 5 ページ, 4 6 ページ 及び 6 4 ページの「件 名」の一部		
6	文書 3	9 2 枚目の陸幕運支第 5 9 号及び第 6 0 号のそれ ぞれの件名		陸上自衛隊の運用, 通信の保 全に関する情報であって, こ れを公にすることにより, 陸 上自衛隊の運用, 通信保全要 領の一端が推察され, 自衛隊 の任務の効果的な遂行に支障 を及ぼし, ひいては国の安全 を害するおそれがあることか
7		9 7 枚目の陸幕情第 3 7 号の件名		
8		1 0 4 枚目の陸幕情研第 1 3 号, 第 4 2 号ないし 第 4 4 号, 第 4 9 号及び		

		第50号のそれぞれの件名	ら、法5条3号に該当するため不開示とした。
9		105枚目の陸幕情研第105号の件名	
10		107枚目の陸幕情研第239号、第257号、第289号、第290号、第293号及び第307号ないし第309号のそれぞれの件名	
11		108枚目の陸幕情研第310号ないし第327号のそれぞれの件名	
12		109枚目の陸幕情研第328号ないし第331号のそれぞれの件名	
13	文書4	23枚目の陸幕運支第59号及び第60号のそれぞれの件名	陸上自衛隊の運用、通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
14		26枚目の陸幕情第37号の件名	
15		29枚目の陸幕情研第13号、第42号ないし第44号、第49号及び第50号のそれぞれの件名	
16		30枚目の陸幕情研第105号の件名	
17	文書5	86枚目の陸幕情研第7号ないし第9号、第45号ないし第47号及び第69号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18		87枚目の陸幕情研第89号、陸幕指通第21号及び第38号のそれぞれの件名の一部	
19		114枚目の陸幕指通第	

		9 1 号の件名の一部	
2 0		1 1 6 枚目の陸幕情第 4 8 号の件名の一部	
2 1		8 8 枚目の陸幕防協第 1 3 号の件名の一部	公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報であって、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 2	文書 6	4 5 枚目の陸幕情研第 7 号ないし第 9 号、第 4 5 号ないし第 4 7 号及び第 6 9 号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 3		4 6 枚目の陸幕情研第 8 9 号、陸幕指通第 2 1 号及び第 3 8 号のそれぞれの件名の一部	
2 4		6 4 枚目の陸幕情第 4 8 号の件名の一部	
2 5	文書 7	8 6 枚目の陸幕防協第 1 号の件名の一部	他国に関する情報であって、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 6		1 0 7 枚目の陸幕指通第 6 号、第 1 8 号、第 2 6 号及び第 3 2 号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 7		1 0 8 枚目の陸幕指通第 5 6 号ないし第 5 8 号、第 6 0 号、第 6 7 号、第 8 4 号及び第 1 1 4 号のそれぞれの件名の一部	

28		109枚目の陸幕指通第138号, 第140号, 第143号, 第156号, 第159号, 第164号及び第167号ないし第175号のそれぞれの件名の一部	
29		110枚目の陸幕指通第176号, 第178号ないし第184号及び第189号のそれぞれの件名の一部	
30		121枚目の陸幕法第48号及び127枚目の陸幕法第462号のそれぞれの件名の一部	個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
31	文書8	69枚目の陸幕指通第6号, 第18号, 第26号及び第32号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって, これを公にすることにより, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
32		70枚目の陸幕指通第56号ないし第58号, 第60号, 第67号及び第84号のそれぞれの件名の一部	
33		78枚目の陸幕法第48号の件名の一部	個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。

34	文書9	32枚目の陸幕運支第62号及び第63号のそれぞれの件名の一部	陸上自衛隊の運用，通信の保全に関する情報であって，これを公にすることにより，陸上自衛隊の運用，通信保全要領の一端が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
35	文書9	46枚目の陸幕指通第5号，第6号，第8号，第19号，第30号，第31号，第37号，第40号，第43号及び第44号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって，これを公にすることにより，通信保全要領の一端が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
36		47枚目の陸幕指通第60号の件名の一部	
37	文書10	56枚目の陸幕指通第14号，第15号，第20号，第52号，第53号，第69号，第71号，第72号及び第96号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって，これを公にすることにより，通信保全要領の一端が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
38		57枚目の陸幕指通第97号，第100号，第104号ないし第107号，第109号，第110号，第112号ないし第119号及び第122号のそれぞれの件名の一部	
39	文書11	22枚目の陸幕指通第14号，第15号及び第20号のそれぞれの件名の	通信の保全に関する情報であって，これを公にすることにより，通信保全要領の一端が

		一部	推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
40	文書12	56枚目の陸幕指通第7号，第9号，第30号，第31号，第38号，第46号，第47号，第52号及び第70号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって，これを公にすることにより，通信保全要領の一端が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
41		57枚目の陸幕指通第74号，第76号，第77号及び第81号のそれぞれの件名の一部	
42		58枚目の陸幕情第35号の件名	公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報であって，これを公にすることにより，我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。